

定 住 支 援 事 業

👤 定住支援プログラム 👤

難民事業本部は、RHQ支援センターで、条約難民とその家族並びに第三国定住難民を対象に日本語教育等の定住支援プログラムを提供しています。また、2024年4月からは補完的保護対象者として認定された方とその家族を対象とした定住支援プログラムも開始しました。

コースの種類

条約難民とその家族対象／補完的保護対象者とその家族対象

- 半年コース(前期・後期) 週5日(月～金 9:30～15:50)
- 一年コース(夜間) 週5日(月～金 18:30～20:55)

(ただし、カリキュラムの設定によって曜日・時間を変更する場合があります。)

第三国定住難民対象

- 半年コース(前期・後期) 週5日(月～金 9:30～15:50*)
*状況に応じて土曜日にも開講

1. 日本語教育

572授業時間(1授業時間=45分)
日本語の基礎(読む、書く、聞く、話す)を重点的に学びます。

2. 生活ガイダンス

120授業時間(1授業時間=45分)
日本で生活する上で必要な制度(社会保険、税金など)、社会の決まりや仕組みなどの知識を習得します。

3. 職業相談・紹介

就職を希望する人には、公共職業安定所(ハローワーク)と同じように職業相談員が職業相談及び職業紹介を行います*。
※補完的保護対象者とその家族のための定住支援プログラムには、職業相談・紹介は含まれません。

コースによってオンライン授業(グループ学習)となる場合があります。

生活相談

定住者等の在留資格を持ち日本に生活するインドシナ難民や条約難民等は、学校に行くことも就労することも自由ですが、不慣れな環境や不十分な日本語などのために、さまざまな困難に直面する人も少なくありません。難民事業本部では、本部事務所、関西支部等に難民相談員を配置し、さまざまな問題(住居、医療、教育、家族呼び寄せ等)についての相談に応じ、安定した生活を営めるよう支援しています。また、難民定住者が多数居住している大阪府八尾市、兵庫県姫路市、愛知県名古屋市に地域難民相談コーナーを開設しています。

相談窓口一覧

注意：祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

	場 所	相談日時	最寄り駅	TEL・FAX
東 京	難民事業本部 本部事務所	月～金 9時30分～17時	東京メトロ 日比谷線広尾駅 4番出口隣	TEL 0120-090091 (難民相談者専用) TEL 0120-925357 (難民認定申請者専用) TEL 03-3449-7029 (難民認定申請者) TEL 03-3449-7049 (難民相談窓口) TEL 0120-400-250/ 03-6721-7570 (補完的保護対象者・認定申請者用) FAX 03-3449-7016
	難民事業本部 関西支部	月～金 9時30分～17時	JR神戸駅前 JR神戸駅NKビル 11F	TEL 0120-090091 (相談者専用) ※難民事業本部 相談者専用と同じ TEL 078-361-1720 FAX 078-361-1323
兵 庫・大 阪・愛 知	大阪府 八尾市役所	第2、第4水 10時～12時 13時～16時 (予約制)	近鉄八尾駅より 徒歩5分	TEL 0120-090091 ※難民事業本部 相談者専用と同じ
	兵庫県 姫路市役所	月～金 10時～12時 13時～16時 (予約制)	JR姫路駅よりバス 市役所前下車	TEL 0120-090091 ※難民事業本部 相談者専用と同じ
	名古屋 国際センター	木 10時～12時 13時～16時 (予約制)	JR名古屋駅より 徒歩7分	TEL 0120-090091 ※難民事業本部 相談者専用と同じ

👤 定住後の支援 👤

地域定住支援員による支援

第三国定住難民支援事業においては、RHQ支援センター退所後の第三国定住難民が居住する地域の自治体等の協力を得て、同地域に地域定住支援員を配置し、きめ細やかな生活面のサポートを実施し、地域への統合を促進しています。

日本語学習の支援

地域で暮らす難民定住者が継続して日本語を学ぶことができるよう、難民事業本部で開発した日本語教材等の援助を行っています。また、難民定住者に日本語の学習指導を行っている日本語ボランティア団体の活動や運営に関する助言や支援を行っています。RHQ支援センターと関西支部では、日本語教育相談員が難民定住者や日本語ボランティア団体・学校・事業所等からの日本語学習に関する相談に応じています。

職業相談・紹介

難民定住者が自立した生活を維持するためには、安定した雇用が確保されなければなりません。本部事務所、関西支部及びRHQ支援センターでは、職業相談員が就職のあっせんを行うとともに、就職後のケアとして職場を訪問したり、相談に応じたりして雇用の安定に努めています。また、関係行政機関や就職先の事業所との会合を開催するなど、難民定住者の雇用促進のための各種事業を実施し、広く理解と協力を求めています。

難民認定申請者及び補完的保護対象者 認定申請者に対する援助事業

難民認定申請及び補完的保護対象者認定申請を行っている人のうち、生活困窮と認められる人に対して、生活費・住居費・医療費の支援や生活のアドバイスを行っています。また、入国直後で自力で居所の確保が困難な人に一定の条件のもとで緊急宿泊施設の提供も行っています。



広報・啓発事業

広く難民問題について理解を促進するため、難民問題に関するセミナーや難民理解講座を開催しています。また、国際協力に関するイベント等で広報、啓発に努めています。



補完的保護対象者認定制度の創設

日本政府は2023年12月1日より、難民条約上の「難民」ではないものの「難民」と同様に保護すべき紛争避難民などを確実に保護する制度として、補完的保護対象者認定制度の運用を開始しました。

補完的保護対象者認定制度が創設されたことに伴い、難民事業本部は政府の委託を受けて、2023年12月から補完的保護対象者認定申請者に対する援助事業及び2024年4月から補完的保護対象者とその家族のうち希望する者を対象に定住支援プログラムを開始しました。



RHQ支援センターにおける定住支援プログラム半年コースの例(第三国定住制度の場合)



来日



大人クラス



子どもクラス



保育



就職先マッチング



面接練習



職場見学



学習発表会